

那覇市議会基本条例の一部を改正する条例制定について

那覇市議会基本条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 2 年（2020 年）10 月 8 日提出

議会運営委員会委員長

栗 國 彰

（提案理由）

議決事件の追加をこれまでの 5 件から那覇市総合計画の基本構想及び基本計画の 1 件とする。また、必要に応じ別に条例で議決事件を定めるものとし、併せて字句を整備するため、この案を提出する。

那覇市議会基本条例の一部を改正する条例

那覇市議会基本条例(平成24年那覇市条例第78号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(議決事件の追加)</p> <p>第14条 議会は、議決機関としての機能強化と市政全般にわたる重要な計画等について市長等と共に市民に対する責任を担う観点から、地方自治法(昭和22年法律第67号。)第96条第2項の規定に基づき、次に掲げる<u>議決事件の追加を行うものとする。</u></p> <p>(1) <u>那覇市における総合的かつ計画的な行政運営を図るために定めた基本構想及び基本計画に関すること。</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げる基本計画に基づく、市行政の各分野における、政策及び施策の基本的な方向を定める計画、指針その他これらに類するものに関すること。</u></p> <p>(3) <u>その他議会が必要と認める計画等</u></p>	<p>(議決事件の追加)</p> <p>第14条 議会は、議決機関としての機能強化と市政全般にわたる重要な計画等について市長等と共に市民に対する責任を担う観点から、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規定に基づき、次に掲げる<u>ものを議決事件として追加する。</u></p> <p>(1) <u>那覇市総合計画策定条例(平成28年那覇市条例第28号)第2条に規定する基本構想又は基本計画の策定又は変更に関すること。</u></p> <p>(2) <u>前号の基本計画に類するもので、議会が必要と認め、別に条例で定めるもの</u></p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p>	

付 則

この条例は、公布の日から施行する。